

講演会のお知らせ

明らかな違法運転で人を殺傷しても、
刑罰は驚くほど軽いのはなぜ？

交通犯罪の裁判の現状と問題点

講師／青野 渉さん(弁護士)

日時：2020年4月18日(土) 14:45～16:45

会場：東京都荒川区「ムーブ町屋」ミニギャラリー

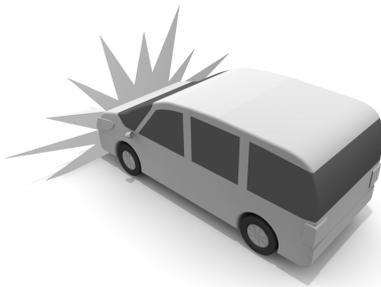
(東京都荒川区荒川 7-50-9 センターまちや3階 TEL:03-3819-7761)

東京メトロ千代田線・町屋駅(0番出口)より 徒歩1分

京成線・町屋駅、都電・町屋駅より 徒歩1分

お話の内容

- ① 交通犯罪に関する統計と法改正
- ② 現在の交通犯罪の処罰状況
- ③ 具体的事例における刑罰の適用
- ④ 現行法の問題点



【講師紹介】

北海道札幌市在住。2001年に交通死亡事故裁判に関わって以来、多くの交通裁判で被害者支援にとり組まれています。16年におきた旭川飲酒暴走致死事件では、過失運転致死罪から危険運転致死罪への訴因変更を認めさせ、19年の最高裁決定で確定しました。

参加費／無料 どなたでもご参加いただけます。

主催／クルマ社会を問い直す会 <http://www.toinaosu.org/>

★参加予定の方は会場準備の都合上、下記へお知らせいただくと助かります。

★新型コロナウイルスの影響で万が一開催できない事態が生じた場合、会のブログ、Facebook、Twitter などでお知らせします。ご連絡先をお知らせいただいた方には直接お伝えします。

*ご参加の方は、マスクなど自他を守る対策をお願いいたします。

*発熱・だるさ・喉の痛み・咳などの症状がある場合は、恐縮ながら参加はご遠慮ください。

お問合せ：事務局世話人／安彦 cbb27337@nifty.com